東京大学大学院経済学研究科規則

昭和３８年４月２３日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるよう規定されている事項及び東京大学大学院経済学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経て、これを定める。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本研究科は、経済学・経営学での多様な分野において、広く豊かな学識の養成を基盤として、国際的な先端性をもつ学問研究に従事する研究者を育成するとともに、高度な専門知識を国際的視野のもとに実践的に駆使しうる人材を育成することを目的とする。

２　各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（教育プログラム）

第１条の３　本研究科において、経済学高度インターナショナルプログラムを実施する。

２　前項の教育プログラムの実施・運営に関し必要な事項は、別に定める。

（学期）

第２条　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

（教育課程）

第３条　授業科目の単位数は、１５時間の授業時間をもつて１単位とする。

２　授業科目の名称ならびに単位数は、別表に定めるほか、教育会議の議を経て定めるところによる。

３　学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

（履修単位数及び履修方法）

第４条　修士課程においては、３０単位以上を修得し、必要な研究指導を受けなければならない。

２　前項の修得単位には、学部及びグローバル教育センターの授業科目４単位、他の研究科及び教育部の授業科目８単位を限度として算入することができる。

３　東京大学（以下「本学」という。）経済学部において、本研究科の授業科目であって、

特に同学部の授業科目として指定されているものを履修し、かつ、試験に合格している者については、その単位を除いても同学部を卒業するのに必要とされる単位数を満たしている場合に限り、教育会議の議を経て、８単位を限度として、当該授業科目の単位数を第１項の修得単位に算入することができる。

４　前２項により本研究科修士課程の修得単位に算入できるのは、合計１２単位までとする。ただし、第６条による算入単位が６単位を超える場合は、前２項による算入単位は８単位までとする。

５　前条第２項に基づき開設した授業科目については、８単位を超えて修得することができない。

第５条　博士後期課程においては２０単位以上を修得し、必要な研究指導を受けなければならない。

２　前項の修得単位には、修士課程の授業科目、他の研究科及び教育部の授業科目４単位を限度として算入することができる。

３　修士課程において３０単位以上を修得した者は、その超過単位を、４単位を限度として博士後期課程の単位に算入することができる。

４　前条第５項の規定は、博士後期課程においてもこれを準用する。

第６条　学生が学則第１０条又は第２８条の定めるところにより、国内の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において修得した単位は、教育会議の議を経て、修士課程及び博士後期課程を通じ１５単位を限度として、第４条及び第５条の修得単位に算入することができる。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第６条の２　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目届及び受験届）

第７条　学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について、単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

（試験）

第８条　定期試験は、授業の完了した科目について、学期末又は学年末に、これを行う。ただし、試験を行うことなく、平常の成績又は小論文等により採点することを妨げない。

２　前項のほか、必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

（学位論文）

第９条　修士課程において学位論文を提出しようとする者は、１年以上在学し、１６単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第５条第１項ただし書に定める特例を認められた者については、この限りでない。

２　学位論文は、指定の期間内に提出するものとする。

第１０条　博士後期課程において学位論文を提出しようとする者は、２年以上在学し、１０単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第６条第２項に定める特例を認められた者については、この限りでない。

２　学位論文は、指定の期間内に提出するものとする。

（最終試験）

第１１条　最終試験は、所要の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者についてこれを行う。

２　最終試験の期日及び方法については、あらかじめ発表する。

（学位の授与）

第１２条　学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、経済専攻においては修士（経済学）の学位を授与し、マネジメント専攻においては修士（経営学）の学位を授与する。

第１３条　学則第６条に定める修了要件を満たした者には、経済専攻においては博士（経済学）の学位を授与し、マネジメント専攻においては博士（経営学）の学位を授与する。

（専攻の変更）

第１４条　所属専攻の変更は、在学１年以上を経た者で、特別の事情がある場合に限り、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

２　専攻を変更した者の変更後の専攻の修業年限は、教育会議の議を経て、これを定める。

３　専攻を変更した者が変更前の専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第４条又は第５条の定める単位に算入することができる。

（入学資格）

第１５条　修士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）の定めるところによる。

２　博士後期課程に入学することのできる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところによる。

３　前項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

（再入学）

第１６条　修士課程又は博士後期課程を中途で退学した者で、当該課程に再入学を希望する者については、学年の初めに限り、教育会議の議を経て、再入学を許可することができる。

２　再入学者は、退学前の所属した専攻に所属するものとする。

３　再入学者の修業年限は、教育会議の議を経て、これを定める。

４　再入学者が退学前の専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第４条又は第５条に定める単位に算入することができる。

（修士入学）

第１７条　本学大学院において修士の学位を得た者で更に修士課程に入学を志願する者の選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、教育会議の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

２　前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を１年とすることができる。

３　第１項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第４条に定める単位に算入することができる。

（博士入学）

第１８条　本学大学院において博士の学位を得た者で更に博士後期課程に入学を志願する者の選抜については、前条第１項の規定を準用する。

２　前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を２年とすることができる。

３　第１項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第５条に定める単位に算入することができる。

（特別研究学生）

第１８条の２　学則第３２条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

（大学院研究生）

第１９条　大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

（学則第５条第１項ただし書き・第６条第２項の特例）

第２０条　本研究科修士課程においては、学則第５条第１項ただし書に定める特例を認めることができるものとする。

２　本研究科博士後期課程においては、学則第６条第２項に定める特例を認めることができるものとする。

３　前２項の場合の細則については、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成５年４月１日から施行する。ただし、改正後の東京大学大学院経済学研究科規則第１９条の規定は、平成６年度以降の入学者から適用する。

２　平成５年３月３１日以前に入学し、引き続き在学する者及び平成５年４月１日に第２種課程に入学した者については、なお従前の例による。

３　第２種課程から第１種課程への改組に伴う経過措置については、学則の定めるもののほか委員会の議を経て別に定める。

附　則

この規則は、平成６年５月３１日から施行し、改正後の東京大学大学院経済学研究科規則の規定は、平成６年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　平成８年３月３１日以前に第２種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお、従前の例による。

３　平成８年３月３１日以前に第１種課程の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成８年４月１日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

この規則は、平成８年１０月１５日から施行し、改正後の東京大学大学院経済学研究科規則の規定は、平成８年１０月１日から適用する。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１３年７月１０日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は、平成１３年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１６年４月２０日から施行する。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表

沿革

東京大学大学院経済学研究科規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆昭和３８年０４月２３日　　評議会可決
◇昭和４０年０４月０１日
◇昭和４１年０４月０１日
◇昭和４３年０４月０１日
◇昭和４７年１１月２１日
◇昭和５１年０３月１６日
◇昭和５２年０３月１５日
◇昭和５２年０５月１７日
◇昭和５６年０４月２１日
◇昭和５７年０４月０１日
◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６２年０４月０１日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０５年０４月０１日
◇平成０６年０５月３１日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０７年１１月２１日
◇平成０８年０４月０１日
◇平成０８年１０月１５日
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１６年０４月２０日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１７年０３月１８日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１９年０２月２０日

◇平成２１年０３月０４日
◇平成２２年０２月２３日
◇平成２３年０２月２２日
◇平成２３年０６月０１日
◇平成２４年０３月０２日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２５年０１月２２日
◇平成２６年０２月２４日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２８年０２月１６日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成２９年０２月２７日
◇平成３０年０２月１５日
◇令和０２年０１月２２日
◇令和０３年０２月０８日
◇令和０３年０９月２８日
◇令和０３年１２月２０日
◇令和０５年０１月１１日
◇令和０６年０２月２８日
◇令和０８年０１月２３日